

韓国知的財産ニュース 2025 年 8 月後期

(No. 539)

発行年月日：2025 年 9 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、8 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2212249）
- 1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2212429）
- 1-3 【再立法予告】商標法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2025-201 号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「韓国-ベトナム知財交流会」を実施
- 2-2 韓国特許庁、世宗(セジョン)大学と技術事業化の活性化に向けた懇談会を実施
- 2-3 韓国特許庁、モロッコ特許庁と高官級会合および招待研修を開催
- 2-4 韓国特許庁と韓国消費者院、キッチン用品における知財権虚偽表示をモニタリング
- 2-5 韓国特許庁、「2025 やさしいアイデアコンテスト」授賞式を開催
- 2-6 韓国特許庁・調達庁・銀行圏青年創業財産、「スタートアップオープンイノベーション」を開催
- 2-7 韓国特許庁、「2026 年度知財基盤次世代英才起業家教育院」の新生を募集
- 2-8 韓国特許庁、全国 17 の自治体が参加する「第 17 回地域知財政策協議会」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、「デザインの開かれた審査に向けた懇談会」を実施

その他一般
※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2212249）

議案立法（2025.8.19.）

議案番号：2212249

提案日：2025年8月19日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

最近、グローバルハッカー集団が半導体、二次電池など国家先端戦略産業において大企業と協力関係にある中小企業をハッキングして間接的に産業技術を侵害しようとする事件が発生している。

しかし、現在、国家コア技術及び国家研究開発事業により開発された産業技術を保有する対象機関については産業技術の侵害行為が発生する恐れがあるか発生した際に直ちに産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長に対しその旨を申告するよう義務付けているが、対象機関の協力企業の場合はハッキングなどサイバー侵害事故が発生して産業技術の侵害の恐れがあるにも関わらず、申告義務がないため保安上の抜け穴が懸念されている。

従って、国家コア技術を保有する対象機関の協力企業に対しハッキングなど侵害事故が発生した場合には申告義務を課し、侵害事故への対応及び防止のために必要な支援ができるようにすることで産業技術の保護に万全を期す目的である（案第15条及び第22条等）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項をそれぞれ第3項及び第4項に改め、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）のうち「第1項の申告」を「第1項及び第2項の申告」に、

「第14条に基づく禁止行為を認知した場合」を「第14条に基づく禁止行為や第2項に基づく侵害事故を認知した場合」に改め、同条第4項（従前の第3項）本文の中「第2項」を「第3項」に改め、同条に第5項を次のように新設する。

②国家コア技術を保有する対象機関の協力企業（対象機関に国家コア技術にかかる物品・用役を供給するか、対象機関と「下請取引の公正化に関する法律」第2条第1項に基づく下請取引に関する契約を締結した者のうち、大統領令で定める者をさす）は「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第7号に基づく侵害事故（以下、「侵害事故」とする）が発生した際には直ちに産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長にその旨を申告しなければならない。

⑤第1項及び第2項に基づく申告の対象・方法及び手続き等に必要な事項は大統領令で定める。

第22条第2項を第3項に改め、同条に第2項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「第1項」を「第1項及び第2項」に改める。

②政府は第15条第2項に基づく協力企業に対し侵害事故によるセキュリティシステムの復旧にかかる費用の補助等侵害事故への対応及び防止のために必要な支援ができる。第34条第4号の中「第15条の規定に基づき侵害行為」を「第15条第1項に基づく侵害行為や同条第2項に基づく侵害事故」にする。

第35条第3号の中「第15条の規定に基づき侵害行為の」を「第15条第1項に基づく侵害行為や同条第2項に基づく侵害事故の」にする。

第39条第1項第6号の中「第15条第1項の規定に基づく産業技術の侵害申告」を「第15条第1項及び第2項の規定に基づく申告」にする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（侵害事故の申告に関する適用例） 第15条第2項の改正規定は同法施行以降最初に侵害事故が発生した場合に適用する。

1 - 2 【法案提出】 特許法の一部改正法律案（議案番号：2212429）

議案立法（2025. 8. 27.）

議案番号：2212429

提案日：2025年8月27日

提案者：チョン・ジンウク議員（共に民主党）外12人

提案理由及び主要内容

現行の「特許法」では、特許権等の侵害訴訟において侵害事実を立証するか、損害額を算定するための資料の確保が円滑でなく権利者の実効的な権利救済が難しいという問題がある。

とりわけ、証拠の多くが侵害者に偏在されており、権利者が積極的に侵害事実を立証するには構造的な限界が存在しているため、特許権侵害に関する立証への責任の負担を緩和し、訴訟の実効性を高めるための制度の改善が求められる。

従って、証拠調査及び証拠保全制度を導入して技術紛争の実態と真実を確保することで、特許権者及び専用実施権者の権利保護を強化し、紛争の迅速な解決を図る目的である（案第128条の3から第128条の5まで新設等）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3から第128条の5までをそれぞれ次のように新設する。

第128条の3（専門家による事実調査）①法院は特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟において職権又は当事者の申請により次の各号の事項を考慮して調査する証拠と関連する分野の専門家（以下、「専門家」とする）を指定し、その専門家に対し侵害の証明や侵害による損害額の算定のための証拠の確保に必要な調査（以下、「事実調査等」とする）をするよう求めることができる。

1. 相手側の当事者が特許権又は専用実施権を侵害している可能性があるかどうか
2. 侵害の証明や侵害による損害額の算定に必要なものであるかどうか
3. 調査の必要性と比べて相手側の当事者への負担が相当であるかどうか

②法院は第1項の専門家に対し次の各号のいずれかに該当する者のうち1人以上を指定できる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づく技術審理官や調査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づく専門審理委員
3. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を有する者
4. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を有する者
5. その他大法院規則で定める者

③専門家は事実調査等のために次の各号に該当する行為をすることができる。

1. 相手側の当事者の事務室、営業場、工場、その他の場所の出入り、相手側の当事者・関係人を対象とする質問及び資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験及びその他それに準ずる行為

2. 相手側の当事者等関係人に対する陳述の聴取又は陳述書の提出への要求
3. 相手側の当事者等関係人に対し事実調査等に必要だと認める資料又は物件の提出への要求
4. 法院の決定に基づく訴訟手続きの参加及び各当事者、証人、鑑定人等の訴訟関係人を対象にする質問
5. その他法院が円滑な訴訟手続きのために必要だと認める行為

④法院は事実調査等の決定に先立ち、弁論準備期日を指定して当事者及び相手側の当事者に対し技術説明又は意見を陳述できる機会を与えることができ、必要な場合、その具体的な範囲を決めて当事者の代理人又は相手側の当事者の代理人による専門家調査への参加を全部又は一部許可することができる。

⑤専門家は法院が指定する期日内に調査結果を記載した報告書（以下、「調査結果報告書」とする）を法院に提出しなければならない。この場合、専門家は事実調査等により知った事実について秘密を保持しなければならない。

⑥法院は事実調査等を受けた相手側に調査結果報告書を優先して閲覧させなければならない。この場合、事実調査等を受けた者が、営業秘密等が調査結果報告書に含まれていることを主張する場合は、主張の当否を判断するため資料の掲示を命ずることができる。

⑦法院は第6項に基づく主張が妥当だと認められれば、侵害の立証や損害額の算定に関連のない営業秘密等に関しては調査結果報告書から削除して提出することを調査した専門家に命じなければならない。この場合、法院は申請人にその削除の趣旨を知らせ、当該内容に関する証拠確保の必要性に関する意見を陳述する機会を与えなければならない。

⑧当事者は第3項から第7項までの手続きを経て提出された調査結果報告書を閲覧し証拠として申請することができる。

⑨事実調査等を受けた者は専門家が要請する資料を提供する等調査に協調しなければならない。

⑩事実調査等を拒否・妨害する場合には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑪第1項の場合、法院は申請した当事者に適当な担保を提供するよう命ずることができる。この場合、同項の担保に関しては「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑫その他事実調査等の範囲及び手続等に関して必要な事項は大法院規則で定める。

⑬事実調査等は「民事訴訟法」の証拠保全手続きにも活用できる。

第128条の4（専門家を除斥等）①第128条の3第2項に基づき法院により指定された専門家に「民事訴訟法」第41条から第45条まで及び第47条を準用する。

②除斥又は忌避の申請を受けた専門家はその申請に関する決定が確定されるまでその

申請のあった事件の訴訟手続きに参加することができない。この場合、専門家は当該の除斥又は忌避の申請に対し意見を陳述することができる。

第128条の5（資料保全命令及び効果）①法院は特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟が提起される可能性が高いか、提起された場合、職権又は当事者の申請に基づき相手側の当事者に侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を棄損するか、使用することをできなくさせることがないよう送達の方法で資料保全通知をしなければならない。

②当事者が次の各号の事由を疎明して資料保全を申請した場合に法院は資料保全通知を受けた相手側の当事者が侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を棄損するか、使用することができないよう資料保全を命ずることができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するには十分な事実
2. 資料保全を命じなければ申請人に回復ができない損害が発生する恐れがあるとの事実

③第2項に基づく資料保全の申請には次の各号の事項を明らかにしなければならない。

1. 相手の表示
2. 証明する事実
3. 保全しようとする資料
4. 資料保全の事由

④法院は第1項に基づく資料保全命令に先立ち資料を占有・管理・保管する者に対し意見を陳述できる機会を与えることができる。

⑤相手側の当事者が当事者の使用を妨害する目的で当該侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を棄損するか、それを使用することをできなくさせた場合には法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実なものだと認めることができる。

⑥第1項の管轄は「民事訴訟法」第376条を準用する。

第132条第1項本文の中「資料」を「資料（その資料の目録を含む）」にし、同条第2項前段の中「資料の所持者が第1項に基づく」を「第1項に基づく資料の提出申請があった場合、資料の所持者に対し意見を陳述させることができ、その資料の所持者が」に、「命ずる」を「命ずるか、必要な場合、職権又は当事者の申請により第128条の3に基づく専門家による事実調査等を命ずる」にし、同条に第6項及び第7項をそれぞれ次のように新設する。

⑥第1項に基づく申請に関連して同法で規定しない事項に関しては「民事訴訟法」第346条を準用する。

⑦第1項について相手側の当事者は独立して不服することができない。

第224条の3第1項各号外の部分の但し書を削除し、同条に第6項を次のように新設する。

⑥第1項に基づく秘密保持命令を受けた訴訟代理人はその代理する当事者が第132条第3項後段に基づく閲覧ができる者の対象から除外された場合、その相手側に対しても秘

密を保持しなければならない。

第225条の2を次のように新設する。

第225条の2（資料保全命令の違反罪）国内外で故意に第128条の5第2項を違反した者は5年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第226条の2第2項の中「専門審理委員は」を「次の各号のいずれかに該当する者は」に、「規定を」を「規定及び『公職者の利害衝突防止法』を」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第128条の3第2項に基づき指定された専門官の中、公務員ではない者
2. 第128条の5第4項に基づき陳述人による陳述を調書に記載する者の中、公務員ではない者
3. 第154条の2に基づき指定された専門審理委員

第227条第2項を第3項にし、同条に第2項及び第4項をそれぞれ次のように新設する。

②同法に基づき宣誓した当事者ではない陳述人が嘘の陳述をした場合には5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

④第2項に基づく罪を犯した申述人が申述した事件の裁判が確定される前に自白又は自首した場合にはその刑を減輕又は免除する。

第229条の2の題目の中「違反罪」を「等違反罪」にし、同条第1項の中「秘密保持命令を」を「秘密保持命令及び第128条の3第5項後段に基づく秘密保持命令を」にし、同条第2項を削除する。

第232条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項にし、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「特許庁長が」を「法院が賦課・徴収し、第2項に基づく過料は大統領令で定めるところにより特許庁長が」に改める。

①正当な理由なしに第128条の3に基づく事実調査等を拒否・妨害又は忌避する場合、法院は決定により次の各号の区分に基づく金額の過料を科す。

1. 法人の場合：1億ウォン以下
2. 法人の役員・従業員とその他の利害関係人の場合：5千万ウォン以下

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

第2条（特許権又は専用実施権にかかる侵害訴訟等に関する適用例）第128条の3から第128条の5まで、第132条、第224条の3、第226条の2の改正規定は同法施行以降提起される訴訟に適用する。

特許庁公告第 2025-201 号

商標法施行規則の一部改正令案を再立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 8 月 28 日

特許庁長

商標法施行規則の一部改正令案の再立法予告

1. 改正理由

- イ. 代理人（代表者）申告書、意見書、出願書、補正書（補完書）及び国際出願に関連する書類の中で不要な記載要領の削除
- ロ. 2023 年 8 月 1 日「特許料等の徴収規則」改正時に手数料の加算基準が指定商品 20 個→10 個に下げられ、この点を商標登録出願書に反映

2. 主要内容

- イ. 提出人、代理人の氏名のアルファベット表記に関連する記載要領の変更（案別紙書式第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 35 号、第 39 号、第 40 号、第 41 号）
 - －提出人、代理人の名称の書き方をアルファベット表記のみに制限するとの内容を削除
- ロ. 記載要領において手数料が加算される指定商品の個数を 20 個から 10 個に変更（案別紙書式第 3 号）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 10 月 10 日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇住所：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1306 号（〒35208）

電子郵便：payoper@korea.kr

Fax：（042）472-3468

4. その他事項

その他詳細については特許庁商標審査政策課（電話：（042）481-3935、Fax：（042）472-3468）にお問い合わせください。また、立法予告の改正案は政府立法支援センター（<http://www.lawmaking.go.kr>）の「参加広場＞統合立法予告」と特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）の「冊子/統計＞法令及び条約＞立法予告」に掲載しています。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「韓国-ベトナム知財交流会」を実施

韓国特許庁（2025.8.18.）

ベトナムでの知財保護対策について現地の公務員と相談できる！

韓国特許庁は、韓国とベトナムの間における知財権の協力およびベトナムに進出した韓国企業向け知財権保護の強化のために、9月16日火曜日から19日金曜日まで「韓国-ベトナム知財交流会」を開き、「ベトナム進出企業向け知財保護セミナー」（9月18日）の参加企業を募集すると発表した。

今回の交流会は、ベトナムで知財業務を担当する公務員を韓国に招待し、両国における知財保護関連法律・制度の改正事項など主要内容を共有し、ベトナムに進出する韓国企業を対象に知財権をめぐる悩みを解消するために行われた。

ベトナム訪問団は、知財権保護制度を共有するために韓国特許庁への訪問（9月17日水曜日16時、政府大田庁舎）、ベトナムに進出する韓国企業を対象に知財権関連相談を受けるための企業訪問（9月17日～18日）、ベトナムに進出（予定）する企業向け知財保護セミナーへの参加（9月18日木曜日14時、ベストウェストンプレミア江南ダイヤモンドホール）などに参加した。

知財保護セミナーでは、ベトナムにおける知財権制度の紹介、ベトナムに進出する際の注意事項に関する発表や、韓国企業と訪問団の間での質疑応答が行われる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国企業が海外で知財を保護するためには、海外現地の公務員からの協力が欠かせない」とし、「今回の交流会が韓国企業にとって現地の知財

制度への理解を高め、悩みを解消できる機会になってほしい」と述べた。

ベトナムに進出（予定）する企業のうち、知財保護セミナーに参加を希望する企業を対象にオンラインで参加申し込み※を受け付ける。詳細については韓国知識財産保護院の海外知識財産協力室（電話：1600-9099）に問い合わせできる。

※韓国知識財産保護院ウェブサイト（www.koipa.re.kr）→事業公告→2025年ベトナム進出企業向け知財保護セミナーの参加企業の募集

2-2 韓国特許庁、世宗（セジョン）大学と技術事業化の活性化に向けた懇談会を実施

韓国特許庁（2025.8.22.）

世宗大学、2024年技術移転の事業化実績 173億ウォン…韓国国内大学トップ

韓国特許庁は8月22日金曜日、世宗（セジョン）大学にて大学における技術事業化の活性化を図るために懇談会を実施すると発表した。

今回の現場訪問は、昨年、優秀な技術事業化の成果を上げた世宗大学を訪問し、技術事業化の現況やノウハウを共有し、技術事業化の活性化に向けて意見を交換するために行われた。

懇談会は、世宗大学における技術事業化の成果、特許の創出、事業化に関する相談や質疑応答、関連政策の紹介の順で行われた。

世宗大学は、研究開発の全サイクルにわたって優秀な技術の発掘、知財の高度化戦略の策定、標準必須特許を活用した投資、収益の多角化、起業の各段階に応じた支援や後続支援の実施など、優秀な成果を上げて2024年技術移転・事業化収益 173億ウォンを達成し、韓国国内大学のうち1位※となった。

※出所：アカデミーインフォ（academyinfo.go.kr）

特許庁長は「大学が有する優秀な研究能力が技術移転の成果につながることは産業の革新、未来産業の競争力強化のために非常に重要である」とし、「今後も大学の優秀な技術の発掘、収益化の成果をサポートできるよう政策面での支援を強化していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、モロッコ特許庁と高官級会合および招待研修を開催

韓国特許庁 (2025. 8. 25.)

韓国の知財情報化システムのノウハウや技術力をモロッコに伝える

韓国特許庁は8月25日月曜日から29日金曜日まで、政府大田(テジョン)庁舎(大田市西区)、および、特許情報院(ソウル市江南(カンナム)区)にてモロッコのAbdelaziz Babqiqi 特許庁長官と高官級公務員などを対象にモロッコにおける知財行政の情報化システムの高度化を図るための招待研修を実施すると発表した。

今回の招待研修は、特許庁が行う海外情報化コンサルティング事業の一環として、韓国の知財行政システム(以下、「特許ネット」)の海外進出と両国における情報化協力の基盤を強化するために行われた。

招待研修では、情報化コンサルティングの会議、韓国の先進的な行政・技術経験など共有する機関訪問などを実施する。

また、韓国特許庁の Mok・ソンホ次長とモロッコ特許庁の Abdelaziz Babqiqi 長官は8月26日火曜日、政府大田庁舎にて懇談会を行う。併せて、韓国の知財情報システムの構築経緯や技術ノウハウを紹介し、モロッコ環境に応じた知財発展戦略への支援を議論する高官級会合を実施する予定だ。

モロッコ代表団は、韓国の知財分野におけるAI技術の研究開発の結果や事例を紹介することで知財情報化技術を交流し、AI技術を体験できる韓国企業を訪問して情報化業務への理解や実務能力を高める。

韓国特許庁の Mok 次長は「今回のモロッコ特許庁の招待研修は、両国の知財情報分野で長期的に協力する土台をつくる上で重要なきっかけになると思う」とし、「韓国特許ネットの技術力を広報するだけでなく、モロッコに進出する韓国企業に友好的な知財環境をつくることができるよう、モロッコとの情報化能力強化事業に積極的に取り組む」と述べた。

2-4 韓国特許庁と韓国消費者院、キッチン用品における知財権虚偽表示をモニタリング

韓国特許庁 (2025. 8. 25.)

調理道具類の知財権虚偽表示が全体キッチン用品のうち約68%を占める

キッチン用品の中で調理道具における知財権の虚偽表示が 301 件（全体の摘発件数の約 68%）と最も多いことがわかった。韓国特許庁は、物価の値上がりや外食費の負担などで自炊をする割合が高まっている中、6月2日月曜日から7月4日金曜日までオンラインで販売されているキッチン用品について知財権の虚偽表示の状況を調べた発表した。

今回の企画調査では、「調理道具」「調理容器」「キッチン雑貨」などキッチン用品に関するオンライン投稿 1 万件を対象に、知財権を虚偽表示する広告※をモニタリングし、計 444 件の虚偽表示を摘発した。

※「特許を受けた」「意匠登録」「登録商標」「実用新案出願中」など広告で表記されている知財権の表示が事実であるかどうかについて特許庁が発行する登録原簿と比べて調査

【キッチン用品における知財権の虚偽表示、特許権・意匠権の虚偽表示が全体の 97.3%】

摘発された製品は、調理道具類（ひしゃく、フライ返しなど）301 件、キッチン雑貨（エプロン、手袋など）127 件、調理容器類（鍋、フライパンなど）、キッチン収納（棚など）5 件と、「勝利道具類」製品において知財権の虚偽表示が最も多く見つかった。このうち、「特許権」と「意匠権」の虚偽表示がそれぞれ 280 件、152 件と全体の大半（97.3%）を占めている。

虚偽表示の類型には、消滅した権利について消滅後にも有効だと表示（228 件）、知財権の名称の誤記（108 件）、登録査定 of 権利について知財権を表示（54 件）、出願中ではない製品について出願済みと表示（37 件）、別の種類の知財権を表示（17 件）と、「消滅した権利を有効なものだと虚偽表示したケース」が 51.4%と最も多くなっている。

【消費者がモニタリングに参加して摘発件数が増加…従来 314 件→444 件】

今回の調査は、特許庁と韓国消費者院が 2025 年 1 月に締結した業務協約に基づき、これまでの方式である虚偽表示通報センターによる調査に加わり、韓国消費者院の国民参加制度「大学生広告監視団」が参加する形で行われた。監視団で活躍している大学生・若年層は EC プロットフォーム上の購入が多い消費者であり、オンライン広告への反応が敏感な購買層であるため、虚偽表示のモニタリングに参加させたことで高い効果が得られた。その結果、今回の摘発件数は計 444 件と、昨年平均の 314 件※に比べて大きく増えた。 ※2024 年計 4 回企画調査（1 次 367 件、2 次 291 件、3 次 323 件、4 次 276 件）の平均

特許庁は、今回の調査結果を基に、虚偽表示だと判断した製品については改善するよう勧

告し、不履行時に行う行政措置や法的手続きについて通知する方針だ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「キッチン用品のように消費者の日常生活の中で頻繁に購入・使用される品目については消費者を保護することは非常に重要である」とし、「今後も知財権の虚偽表示についてモニタリングする範囲を拡大し、韓国消費者院などと協力して日常生活の中で消費者の権益保護を強化していく」と述べた。

※知財権の虚偽表示に関する通報、および、案内は韓国知識財産保護院の知財権虚偽表示通報センター（www.ip-navi.or.kr）、または、電話番号（1670-1279）にて相談できる。

2-5 韓国特許庁、「2025 やさしいアイデアコンテスト」授賞式を開催

韓国特許庁（2025. 8. 27.）

国民のアイデアでより良い世の中をつくる！

韓国特許庁と財団法人美しい店（아름다운 가게、アルムダウンカゲ）が共催する「2025 やさしいアイデアコンテスト」（以下、「コンテスト」）の授賞式が8月27日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区）にて開かれた。

今年のコンテストでは、財団法人美しい店のビューティフルフェロー事業※が運営する社会的企業3社（イークウォルテーブル、ソーシャルコア、コキリコンジャン）が示した3つの課題について今年6月から5週間、課題を解決するアイデアを募集した。

※持続可能な社会的経済エコシステムづくりに向け、財団法人美しい店がさまざまな分野で社会課題の解決に向けて取り組む若手ソーシャルイノベーションリーダーを選定して支援する

課題は、炭素を削減するコーヒーポップアップストアの広報、ボロギ（携帯用点字プリンター）の活用拡大など、炭素削減と社会的弱者向け支援というテーマであり、アイデア取引プラットフォーム「アイデア路（www.idearo.kr）」にて募集した結果、今年計175件のアイデアが応募された。

<2025年やさしいアイデアコンテストの課題リスト>

提案企業	提案課題テーマ
イークウォルテーブル	人と人をつなげる「明日のコーヒー（炭素削減コーヒー）」のポップアップ・ストア
ソーシャルコア	「ボロギ（携帯用点字プリンター）」を活用するグループ活動プログラム

コキリコンジャン	鉄ねじを使わずにおもちゃの部品を組み立てる方式
----------	-------------------------

今年7月から課題を出した企業を役員・従業員、関連分野の専門家などから評価や先行技術調査を行い、その結果、課題別に3件、計9件のアイデアが受賞作に選定された。

今年最優秀賞（特許庁長賞）は、ソーシャルコア社の課題について「点字コネクタース：指先でつくるわが街マップ」というアイデアを提案したキム・ハウン氏が受賞した。

優秀賞（アルムダウンカゲ理事長賞）はアガフォーユ（チーム）、イ・スンユ氏（個人）の2チームが受賞し、奨励賞（韓国発明振興会長賞）はテイクタイム（チーム）、キム・ユノ氏（個人）、P.PLANT（チーム）など計6チームが受賞した。

今回の授賞式では合計340万ウォンの賞金が授与され、最優秀賞は100万ウォン、優秀賞は60万ウォン、奨励賞は20万ウォンずつ授与される。

また、今回のコンテストで受賞したアイデアについては企業が将来活用する可能性を見据えてアイデアを購入する考えだ。

特許庁次長は「このコンテストで発表された創意的なアイデアが公共課題の解決や社会的企業の悩みの解決につながることを期待する」とし、「特許庁は国民のアイデアでさまざまな社会課題を解決するよう、政策面での支援を強化していく」と述べた。

2-6 韓国特許庁・調達庁・銀行圏青年創業財産、「スタートアップオープンイノベーション」を開催

韓国特許庁（2025.8.27.）

特許・調達・投資の3種セット総合支援により、強い特許を有するスタートアップの成長を支える

韓国特許庁は8月27日水曜日、ディキャンプ社屋（ソウル市江南区）にて調達庁、ディキャンプ（銀行圏青年創業財団）とともに強い技術を有するスタートアップを対象に知財競争力の強化や公共調達市場への進出を支援する「スタートアップオープンイノベーション」を開くと発表した。

毎年200兆ウォンを超える※巨大な公共調達市場が企業にとって新しい成長エンジンとして浮上している。公共調達市場は企業に安定的な売上先を提供するだけでなく、信頼

できる納品業績から企業の価値を高めることができるチャンスだと好評を受けている。これを受けて、特許庁は調達庁、ディキャンプと連携して強い特許などを有するスタートアップを選定し、公共調達市場への進出や知財基盤成長を支援することで、スタートアップにとって成長できるターニングポイントとなるために今回のイベントを開いた。

※2024年公共調達市場規模 225.1兆ウォン（出典：調達庁）

今回のイベントには優秀な特許を取得し、公共調達市場への進出を希望する72社が応募し、書類選考やインタビューなどを経て最終的に（株）ティアルなど6社がIR（Investor Relations）発表の機会を得られた。当日には現場で審査を行い、特許庁長賞と調達庁長賞をそれぞれ1社に授与し、参加した6社を対象に2026年特許庁が行う支援事業での優遇措置、公共調達プログラムへの参加およびワンストップスケールアップサービス参加時の優遇、ディキャンプ配置※の選定および投資の検討など「技術（IP）・公共調達・投資」の3つの分野で支援を行い、企業の成長を加速化していく計画だ。

※1社当たり最高額15億ウォン投資、最長18か月入居

特許庁の産業財産政策局長は「特許、公共調達、投資で強みを持つ機関と連携して支援することで、スタートアップの成長を支え、起業しやすい環境をつくっていく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「2026年度知財基盤次世代英才起業家教育院」の新入生を募集

韓国特許庁（2025.8.28.）

KAIST、POSTECHの各教育院が80名の発明英才を募集し2年間教育を実施

韓国特許庁は韓国科学技術院（カリスト、KAIST）、浦項工科大学（ポステク、POSTECH）とともに8月28日木曜日から9月25日木曜日まで「2026年度知的財産基盤次世代英才企業人教育院（以下、「教育院」）の新入生（第17期）を募集する。

募集対象は、創意力と問題解決力など未来世代に求められる能力を備えた中学生、または、13歳から15歳の青少年の計160名※で、KAISTのIP英才企業人教育院ウェブサイト（ipceo.kaist.ac.kr）とPOSTECHの英才企業人教育院ウェブサイト（ceo.postech.ac.kr）にて募集を受け付ける。

※KAIST、POSTECHの教育院別約80名ずつ募集

重複応募はできないためKAISTとPOSTECHのいずれかを選択し、全体募集人数の5%は教育脆弱階層の発明英才教育への支援のため社会統合枠で募集する。また5%は発明教育センターの修了生を対象に選び、さまざまな背景を持つ人材を参加させる考えだ。

合格者は2年間、創造的な問題解決、知的財産の権利化および活用、英才企業人としての成長・入門など体系的な発明英才教育を受けて創造・融合型の人材として成長できる機会が与えられる。教育院修了後にも専門教育の受講、修了生ネットワーク（ACCEL※）への参加など革新的な次世代企業家としての成長に向けた教育やインフラが提供される。

※約 1,700 名の修了生と進路模索、創業準備の活動ができる交流ネットワーク（Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders based on IP）

今年で運営 16 年目（2009 年～）を迎える教育院は 2024 年末時点、知的財産権の累積出願 5,721 件、スタートアップの創業 88 件、大韓民国人材賞 43 名授賞など目覚ましい成果を上げており、社会人になった多くの修了生はいろいろなビジネスで知的財産を活用しているという。

＜次世代英才企業人教育院の修了生の主な成果＞

教育院	氏名	主要成果
POSTECH1 期	チャン 0 ユン	<ul style="list-style-type: none"> ・（株）マイダスエエティエンティ創業（2018 年）、ゴルフ・スポーツ用体形矯正システムのロンチング（2020 年） ・16 億ウォン規模のシリーズ A 投資誘致（2021 年） ・大韓民国人材賞受賞（2017 年）
KAIST1 期	パク 0 ウク	<ul style="list-style-type: none"> ・NFT 投資プラットフォーム（株）ブリングカース創業・代表理事（2021 年～） ・特許出願・登録 19 件保有、大韓民国人材賞大統領賞（2011 年）
POSTECH4 期	カン 0 ジ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育およびイベント企画運営の専門企業「ウジュモンジ製作所 Orbit」代表（2023 年） ・＜ウジュモンジ製作キット＞教材の開発（2023 年） ・キョンアン洞都市再生、成長する共同体の代表（2021 年） ・教育デザイン会社 MYDEER 代表/感情記録道具＜クギット＞開催（2018 年～2020 年）
KAIST6 期	チョン 0 ミン	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社クァンタイズラボスを設立（2023 年） ・AI を用いた好みの音楽の分析およびオーディオシステムの体験サービス「クァンシユム」をリリース ・計 1 億 3,000 万ウォン規模投資誘致 ・IBK 企業銀行主催 2023 年上半期 IBK 革新創業企業に選定

特許庁の産業財産政策局長は「今年で 17 期を募集する次世代英才企業人教育院はこれまで数多くの青少年発明家と起業家を輩出し、韓国社会において革新の DNA を広げてきた」

とし、「クリエイティブな自分のアイデアを思いきり発揮したい青少年たちの多くの参加を願う」と述べた。

詳細については発明教育ホームページ（www.ip-edu.net）、または、韓国発明振興会（電話：02-3459-2756）にて確認できる。

2-8 韓国特許庁、全国 17 の自治体が参加する「第 17 回地域知財政策協議会」を開催 韓国特許庁（2025. 8. 28.）

自治体と連携して地域に特化した知財政策の強化を進める！

韓国特許庁は 8 月 28 日木曜日、ケンジントリゾート西帰浦（済州（チェジュ）島西帰浦（ソギポ）市）にて全国 17 の広域自治体の知財担当者が参加する「第 17 回地域知財政策協議会」を開く。

今回の協議会は、知財を基に地域産業の競争力強化やバランスの取れた地域発展を目指して特許庁が自治体とともに推進する政策の方向性を共有し、協力策について話し合う場である。各自治体が知財政策の現状を共有し、知財支援事業の推進方向や優秀な事例について話し合い、地域における知財エコシステムの活性化に向けた総合的な発展策を探る考えだ。

特許庁は今回行う自治体との協力を基に全国 28 の拠点に地域知財センターを設置し、地域住民や中小企業を対象に知財（IP）スター企業育成※、知財緊急支援※※など知財総合支援を提供している。

※グローバル IP スター企業：非英語圏におけるブランド開発などを支援して中小企業のグローバル市場への進出を支援

※※知財緊急支援：中小企業を対象に知財マネジメントの悩みを解消

特許庁次長は「知財は地域革新の基盤であり、未来成長のコア動力になる」とし、今後も特許庁は自治体と緊密に連携して地域産業の特性に応じた知財支援を強化していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、「デザインの開かれた審査に向けた懇談会」を実施

韓国特許庁（2025.8.21.）

デザイン審査、産業界の声を反映する！

韓国特許庁は、デザイン審査において専門性や最新動向を反映し、ユーザーフレンドリーな審査実務を行うために、下半期から「デザインの開かれた審査に向けた懇談会」を運営※（2025年7月～）し、産業界からの意見を審査業務に反映していく方針だと発表した。
※一部のデザイン分野について昨年から実施中の懇談会を2025年7月から生活・産業デザイン分野に拡大

懇談会は今年7月から始め、12月まで毎月実施する予定だ。

デザイン産業はトレンドの変化が速く、業界ごとに創作手法や市場の特性が多様な特徴がある。しかし、従来の審査方式ではこのような変化や特性を随時反映することが難しかった。

特許庁は産業界の実務経験や審査官の専門性の両方を反映して審査の正確性や信頼性を高め、実際、デザインを創作するユーザーと審査側の意見の差を縮めるために懇談会を実施している。

懇談会では、産業界の専門家が「開かれた審査委員」に委嘱され、審査基準の改正、制度改善、最新のデザイントレンドへの対応、業界の特性と創作手法などについて意見を示す。これにより、審査の品質向上と制度改善という両方の効果が期待される。

今回の懇談会では、意匠の国際登録出願※における類似・創作性判断の事例を検討して一部の意見について審査結果に反映した。また、関連意匠の出願可能期間の延長、企業における生成AIによるデザインツールの使用状況、一部審査関連制度の改善など、業界からの建議事項のうち、直ちに反映できる内容については迅速な改善を進めることで合意した。

※公開後審査を行う意匠の国際登録出願

<デザインの開かれた審査の概要>

目的	・争点のある審査事例、および、制度改善について業界からの意見収
----	---------------------------------

	集体系の構築
運営期間/回数	▶2025年7月～12月/計3つの分科から毎月1回開催
参加者の構成	▶各科からのデザイン専門企業の代表、多出願企業の知財実務担当者(5～10名) + 審査官(5～7名) + 局長
運営方式	▶参加企業「開かれた審査委員」の委嘱、および、毎月1回の懇談会
主な議論事項	▶意匠の類似・創作性の判断など個別事例について ▶デザイントレンド、業界の特性、創作手法、制度の改善事項、その他ユーザーからの意見など

根幹会を機に産業の特徴を理解した上で審査を行うことで、産業界の現実により密着した審査を実現する効果が期待される。

特許庁の商標デザイン審査局長は「デザインの開かれた審査に向けた懇談会は、産業界の声を審査実務や制度に反映するツールになる」とし、「今後もユーザーフレンドリーな審査体系をつくり、デザイン産業の競争力を高める」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム